

POLAND MONTHLY / BIULETYN POLSKI

1989年

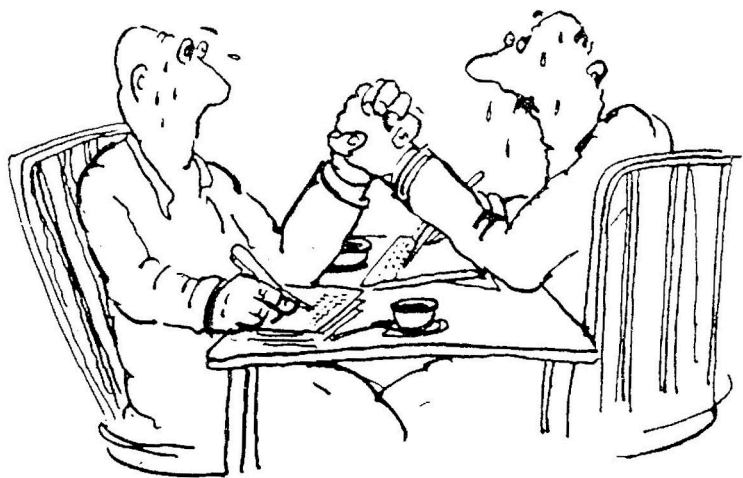
ポーランド月報

5月号

(通巻86号)

400円

円卓会議：合意された問題 残された問題
円卓会議をめぐる国際情勢 A・ミフニク
ベウハトフ亜炭鉱のストライキ



合意された問題 残された問題…………… 3

 ウルバン／オニシケヴィチの記者会見 1989年2月27日

円卓会議日誌 1989年2月6日～3月21日…………… 6

民主主義への過渡期にどう対応すべきか…………… 8

 プロニスワフ・ゲレメクのコメント

マスメディア利用の自由……………10

 マスメディア小委員会での討論

☆円卓会議の現段階 市民委員会の声明……………11

円卓会議をめぐる国際情勢 アダム・ミフニク……………12

円卓会議批判派の発言……………15

公正な賃金と「連帯」の復権……………16

 ベウハトフ垂炭鉱のストライキ

ポーランド日誌 1989年2月1日～3月21日…………… 2 / 18・19

ポーランド日誌

1989年2月1日～3月21日

2月1日 ヤルゼルスキ第一書記、チェコスロヴァキアを日帰り訪問、ヤケシの書記長と会談。

2月2日 党のイデオロギー会議でヤルゼルスキは、「多様性の中での団結が始まりつつある以上、既成のモデルは役立つまい」と述べる。

2月5日 「連帯」指導部がグダンスクで会合、円卓会議への代表25人を選ぶ。主な代表はL・ワレサ、B・ゲレメク、T・マゾヴィエツキ、Z・フヤク、S・プラトコフスキ、W・チシェチャコフスキ、A・ステルマホフスキ、A・ミフニク、J・クーロン、W・フラシニェクら。「連帯」全国執行委はチェコの当局に対し、ヴァツワフ・ハーヴェルをはじめとする全政治犯を釈放し、独立した社会グループとの話し合いに入るよう求めるアヒールを発表。

2月6日 ワルシャワで円卓会議が始まる(以下円卓

会議に関する事項は本誌6～7頁にまとめて掲載)。ウォッカの価格が1に当り3600ズオティから1110ズオティへ値上げ。ベウハトフ炭鉱で労働者数千人が賃上げを求める。以後、各地で同様のストが発生。

2月9日 「連帯」特使らの尽力で、ベウハトフ炭鉱のストはポーナス21000ズオティを支払うとの条件で中止される(本誌16～17頁参照)。公認紙「シェタンダル・ムオティフ」に、ヴァウブジフ周辺が世界で最も公害のひどい2地域のひとつとして米国の雑誌に記載されたとの記事が載る。

2月10日 ワレサはポーランド南部をまわり、円卓会議にチャンスを与えるために6週間のスト自棄を労働者に求める。

2月14日 ウルバン政府スポークスマンが記者会見、ポーランドは1944年以來最大の変化の時期にあり、1982年に始まった改革はラジカルな段階にさしかかっていると語る。彼は円卓会議には楽観的展望を示し、また「ラコフスキ首相は「連帯」再合法化には反対だが、新しい組合が「連帯」の名で活動することは問題ない

【18頁へ続く】

合意された問題 残された問題

ウルバン／オニシケヴィチの記者会見 1989年2月27日

The Urban/Onyszkiewicz Press Conference, 27 Feb. 1987
Uncensored Poland News Bulletin, No.4 - 89, 1 March 1989

【編集部注】 以下は、円卓会議が進行中の1989年2月27日、政府スポークスマンのイエジ・ウルバンと「連帯」スポークスマンのヤヌシュ・オニシケヴィチのそれぞれが、会議の進行状況について説明した記者会見での発言の要旨である。「基本的な問題」と「具体的詳細」を区別するウルバンと、問題を具体的に検討するオニシケヴィチの姿勢の差が明らかである。中間報告とはいえ、円卓会議の最終的到達点がある程度予示する内容となっている。 [訳：水谷 駿]

基本問題はすべて合意された

——ウルバン政府スポークスマン

円卓会議での討論の進行状況に国民が非常にいらだっていることはわかる。延々と話し合っているが、つまるところいったい彼らは何を達成し、われわれ普通の人間は何を得ようとしているのか、と。それはわかる。しかし、第1に指摘しておきたいのは、これにはそもそも多少の忍耐が必要だということである。というのも、円卓会議の導入部は、自らの政治的基盤、そして国民向けのさまざまな立場の宣言にあてられているからだ。何年もの間、わが国のマスメディアを通じて自らの意見を公けにする手段を持たなかった人々が、今、このテーブルに座り、その機会を活用しようとしているのだ。

円卓会議は現在どこまで進んでいるのか。私の考えでは、これは楽観的に判断してよい。実のところ、円卓会議は無数の小委員会や作業部会、その他その他に分割されていて、それぞれでさまざまな具体的な問題が討議されている。ここでは環境保護の問題が、あそこではマスメディア利用の問題が、こちらで司法の問題が、あちらでは鉱業や農業の問題が、等々。これら具体的な問題のすべてについてわれわれが合意に達して共通の結論を得ると、あるいは議論が進めば進むほど合意の数も多くなると期待してはならない。そんなこ

とはこの円卓会議の任務ではないのだ。こうした議論は円卓会議後もまだまだ続き、反対派も参加する新しい議会が創設されれば、それは通常の議会諸機関に移され、そこで解決が追求されることになるだろう。しかしながら、根本的な諸問題に関してはわれわれは合意に近づいている。では、根本的な諸問題とは何か？

第1は選挙、非対決型の選挙の問題である。ここでは議論は、すでにその原則的な是非の問題を通り過ぎて、それをいかにして実現するかの問題に進んでいる。そのような選挙について双方が合意することが非常に重要である。そして、そのような合意は、歴史的生活に見れば、対決の局面の終りを、政治的生活が展開される議会その他の正常な機関の内部での、正常な、交渉によって進められる共存の局面の開始を意味しよう。ここでは、一般的な原則について合意が成立することが重要である。

第2の問題は、政治と労働組合の分野における多元主義である。ここでも、一般原則はすでに合意されており、その導入の方法、時期、条件などの具体的な詳細が現在論議されている。換言すれば、今は方法をめぐる議論の段階に入っており、これはもはや中心問題ではない。権力機関の新しい構造について。ここでも変化が必要であることはすでに認識されており、議論はその方法をめぐって続いている。最後に、最初のうち合意に達す

るのは最も容易だと思われたにもかかわらず、その後それが最も困難になってしまったある小委員会においても、本日、ある程度の合意が形成されたと思う——社会・経済問題の小委員会である。

その方向については双方とも同じ言語で語っており、同じような改革を考えている。経済政策のさまざまな個別的問題に関しては多くの議論があるが、この小委員会での審理の結果である社会的合意についての作業がすでに始まっている。多くの問題がまだ合意されないうまま残っている。私の考えでは、その多くは永久に議論されるべき性格のものであるが、いずれにせよそのための作業はすでに始まっているのである。それゆえに、円卓会議を決議させるほどの重要な問題はすでにどこにも残っていない。どこでも、今後合意されるべきは具体的な諸問題であり、最も本質的な問題に関しては基本的合意が成立しつつある。こうした基本的な問題は別個に扱い、詳細をめぐる議論はあと回しにして、ポーランドにおける公的生活の新しい局面——ポスト円卓会議の時代——に向けて進むことができるよう、現在可能な範囲で合意をめざすことが必要だと思われる。

以上が現段階に関する私の見解である。大量の情報の洪水のために、普通の人々にはこの交渉全体の中から何がでてこようとしているのか、理解は難しいかもしれないが、私の考えでは、以上から出て来る結論は、いくつかの重要な問題に関する合意は目前である、ということである。

まだ重要な問題が残っている

——オニシケヴィチ「連帯」スポークスマン

「連帯」とその周囲に結集した自主独立の反対派諸組織は、それぞれが独自の国家観を持ってこの円卓会議交渉に参加している。国家は、ある1つの政党、ある1つのイデオロギーの独占物ではなく、政治信条や宗教、人種のいかなを問わないあらゆる市民のものであり、独立と主権、自由、経済的自由を求める、また豊さと安心感を与える経済的秩序を求める、そんなわれわれの願いをかええてくれるものでなければならぬ。

われわれはこうしたきわめて一般的な考え方



イエジ・ウルバン 政府スポークスマン

を、早急に解決を要する一連の具体的な諸問題に翻訳した。そして多くの重要な問題についてきわめて接近した見解が表明され、注目すべき前進が実現されたことが認められなければならない。たとえば、まず何よりも、「連帯」の合法化について合意が成立した。われわれの本来の姿を尊重し、われわれの組織構造を尊重するような、そして、われわれ自身の組織的な諸問題、規律、その他を決定する完全な自由をわれわれに与えるような、そのような合法化について合意が成立したのだ。さらに、個人費組合「連帯」の合法化を可能とするような法的枠組を整備するという保証も与えられた。

民主主義の基盤の建設とも呼ぶべき諸問題についても合意が成立した。県や市の国家による統制をやめるという合意である。この役割は、民主的に選挙された地方自治政府が引き受ける。

裁判長は解職されえず、独立した存在でなければならない、という点でも合意があった。

マスメディアの分野でも一定の前進が見られた。検閲の大幅な制限、近く廃止される可能性もある。新聞法の改正、用紙分配の是正。「連帯」その他の反対派の新聞発行——大量部数の日刊紙を含む。

従業員自主管理の問題に関しては、1981年〔の戒厳令〕以降に導入された制限が撤廃された。

これまで以下された決定に関するこの長い、しかもこれで尽きるわけではないリストも、多くの問題について重大な見解の相違がなお存在するという事実を隠すものであってはならない。何よりもまず経済の問題である。経済改革の実施過程に対する社会的統制のための手段について、あるいは経済改革の実施がもたらしかねない危険に対して社会を守る仕組みの問題について、合意に達することができなかった。この点で特に注目すべきは、いわゆるスライディング・スケール制の問題、つまり賃金や給付、年金等の上げを生計費の上昇に自動的に連動させる制度の問題である。この問題については、最初のうち、ある程度の合意が存在したように見えた。だが現在明らかになったところ、問題は全然前進していない。しかもこれはきわめて危険である。だが、さらに危険な問題が存在する。円卓会議の参加者の側からの抗議と強い批判にもかかわらず、国会が農業問題と経済問題を扱う一連の法律を成立させてしまったという事実である。このような対応は、交渉の将来に対するきわめて不吉な前兆であると言わなければならない。さらに、インフレとの闘いに一般的に使われるごく普通的手段と方法、すなわち予算の削減や資本集約的な投資の中止といった措置についても合意に達することができなかった。

最後に、最も緊急を要するのが独立学生組合の登録をめぐる問題である。この分野ではいまだ政治的な決定が下されていない。われわれは、円卓会議の席につく前からこれは非常に重要な問題であると主張してきたし、この考えを変えるつもりもない。この問題のために社会的緊張が高まり、問題が街頭で決せられるような事態を回避するために、それをこの場で解決すべきことをわれわれ提案している。この問題は最大の配慮の対象となりうるし、ならなければならない。

最後にもうひとつ、非常に難しい問題がある。ノメンクラトゥラの問題、経済や文化、教育、保健サービスその他の分野における党の人事権の問題である。「連帯」によるテレビとラジオの利用の問題もある。



ヤヌシ・オニシケウイチ
「連帯」スポーツクスマン

将来の国会選挙についても全面的な合意が成立したわけではない。新しい選挙法案は1歩前進ではある。それにもかかわらずそれはきわめて広範囲な議論を要求し、われわれの会議で繰り返し議論されるだろう。「連帯」は事実をありのままに言わなければならない。つまり「連帯」は、将来の選挙——まだ完全に民主的な選挙制度とはならないにしても——で市民に相当数の議員を自由かつ民主主義的に選出する可能性が認められるべきだと考えている。と。もうひとつ重要なのは、この合意が今度の選挙だけを対象としたものであることだ。その次の選挙は、われわれが理解する意味で真に自由かつ民主主義的でなければならない。そして最後に、「連帯」とその回りに結集する反対派集団は、円卓会議を、そこでの議論の結果としてポーランドの社会的、政治的情勢を凍結してしまう何かであると考えてはならない。われわれにとって重要なのは、われわれの民族的希望の実現へと向かう道にわれわれを導く、民主化のメカニズムを始動させることである。問題は、3週間の討論を経て、われわれがこの目標に少しでも近づいたか、である。あらゆる脅迫、困難、障害にもかかわらず、その答はイエスである、と私は信じたい。

円卓会議日誌

2月6日 円卓会議がワルシャワのヤヴォンナ宮殿で始まる。キシチャク内相、フレサ「連帯」委員長、ミオドヴィチ官製労組議長、トウロウイチ『ティゴドニク・ポフシェフヌイ』（カトリック系週刊紙）編集長が冒頭演説。

2月7日 政府スポークスマンのイエジ・ウルバンと「連帯」スポークスマンのヤヌシュ・オニシケヴィチがそれぞれ記者会見して円卓会議初日の模様を報告する。

2月8日 経済社会政策小委員会が初会合。政府側バカ政治局員、社会側チシェチャコフスキ教授が共同委員長。

2月9日 労働組合複数制小委員会が初会合。政府側クワシニェフスキ大臣、「連帯」側マゾヴィエツキ教授、官製労組側ソスノフスキ閣議長が共同委員長。

2月10日 政治改革小委員会が初会合。政府側レイコフスキ政治局員と「連帯」側ケレメク教授が共同委員長。

2月11日 法と裁判所小委員会が初会合。

2月13日 経済社会政策小委員会が第2回の会合。席上セクラ副首相が1月に賃金紛争が150件、2月にこれまでに53件発生したと報告。

2月14日 エコロジー小委員会および、賃金スライディングスケール制小委員会が初会合。

労働組合の複数制

2月16日 労働組合複数制小委員会で、各組合に「自由に自らの組織構造を建設」することを認める「立場」が採択される。

2月17日 マスメディア小委員会で「連帯」側、全社会に奉仕し、国民がコントロールするマスメディアを要求する。

2月18日 政治改革小委員会で一定数の議席を党外勢力に割り当てる選挙制度の改革案が提出される。オニシケヴィチ「連帯」スポークスマン、き

わめて非民主的な案だが現行制度よりは前進と評価する。

2月20日 経済小委員会で、「連帯」側は政府案に対する意見をまだ述べていないと政府側が批判。オニシケヴィチによれば、問題が複雑すぎて意思統一ができないのだという。鉱業小委員会で「連帯」側が鉱山の完全独立採算制を主張。健康・安全問題が討議される。

2月21日 法と裁判所小委員会で司法の独立が論議される。スライディングスケール制小委員会ではその導入を強く要求する「連帯」側とこれに消極的な政府側の間で論議は平行線。結社・地方政府小委員会が初会合。

2月22日 科学・教育・技術進歩小委員会が初会合。教育、高等教育機関、科学、技術進歩の各作業部会が設立される。エコロジー小委員会に核エネルギー作業部会が設立される。農民組合作業部会が初会合。

2月23日 住宅政策小委員会、住宅危機の存在について双方が合意する。

原発問題で意見が対立

2月24日 エコロジー小委員会、原発建設を望む政府側と石炭資源重視の「連帯」側の意見が対立。労働組合複数制小委員会で組合設立手続きについて合意が成立。マスメディア小委員会で「連帯」側は、中央と地方の週刊紙、農民連帯の新聞、日刊の全国ニュース紙の発行を主張。検閲をさしあたり縮小し、長期的には廃止する方向で合意する。

2月26日 経済・社会政策小委員会が4度目の会合を持つ。会議後の記者会見で対外債務や燃料・エネルギー節約、労働安全など多くの問題で「90%」の意見の一致がみられたという。

2月28日 法と裁判所小委員会で司法の独立性の強化を求める決議が採択される。

3月1日 科学・教育・技術進歩小委員会で、教

育予算を早急に増額することで合意が成立。

3月2日 キシチャク内省とワレサ委員長が会議、9時間にわたって円卓会議の進行状況を点検。多くの問題で歩み寄りが見られたが、まだ対立と違いが残っていることを確認、参加者に審議の加速を要請する。

3月3日 円卓会議の「連帯」代表B・ゲレメクがインタビューで、「連帯」側はポーランドの公的生活における「自由の領域」の明確化を求めているが、当局側の合意が得られないでいる、と語る。エコロジー小委員会で、一貫した環境政策の導入と実施が合意される。

マスメディアの開放

3月4日 マスメディア小委員会が開かれるが、まったくの「不毛」(オニシケヴィチ)に終わる。ラジオ・テレビ制度の変更、新聞法・検閲法の改訂、地下出版の地位の将来に関する3つの作業部会が設置される。

3月6日 労働組合複数制小委員会で、異種産業労働者を組織する全国労組組織(「連帯」のような)の登録と活動の方法について合意が成立。

3月7日 ウルバン政府スポークスマン、円卓会議の進行状況に触れて、選挙制度の合意が間近で、党は国会での過半数を放棄するつもりであり、第二院の設立が論議されている、等と語る。キシチャク内相とワレサ委員長が再度会談、難航している独立学生組合の公認問題が話し合われたという。

3月9日 円卓会議で新しい議会制について妥協が成立。従来の国会は下院となり、統一労働者党とその衛星諸党が65%の議席を獲得、新設の上院は自由選挙とし、上下両院議員が強力な権限を持った大統領を選出する。選挙は6月にも実施される。ゲレメク教授は「政治的安定を損わずに民主主義の再建を始めるプロセス」と評価。

3月10日 「連帯」の日報紙と週刊紙、それに地方紙の発行について合意が成立。検閲法についても合意が近いが、テレビ利用の問題は難航という。

3月13日 経済・社会政策小委員会で、賃金のスライディングスケール制の導入やノメンクラトゥラ制の廃止、自主管理機関の権限などの問題をめ



ぐるって深刻な意見の対立が明らかになる。ゲレメク教授は、政治改革の問題をめぐる政府側の誠意の欠如のため、円卓会議全体の行方が危うくなっていると警告する。

合意とは異なる選挙法案

3月15日 円卓会議での合意とは異なる内容の選挙法案が国会に上程され、「連帯」の不信感が高まる。

3月17日 ウルバン政府スポークスマン、国会に上程された選挙法案が不完全であることを認め、国会と円卓会議の両方で議論を続けると言明。ゲレメク教授は、上程された法案が上院の権限を形式的なものに切り縮めていると非難する。

3月18日 「連帯」全国執行委員会が円卓会議の進行状況を検討する。新しい選挙法に基づく選挙に「連帯」として候補者を立てるか否かの問題も検討される。

3月20日 政治改革小委員会で、選挙法や大統領制、新設の上院の権限をめぐる「連帯」側と政府側の見解が対立。労働組合複数制小委員会では、戒厳令下で解雇された労働者の復職要求に政府側が柔軟な姿勢を示す。

3月21日 ウルバン政府スポークスマン、円卓会議で残された重要な対立問題は、賃金のスライディングスケール制と大統領の権限である、と語る。

(編訳:水谷 颯)

民主主義への過渡期にどう対応すべきか

ブロニスワフ・ゲレメク（「連帯」顧問、円卓会議政治改革小委員会「連帯」側議長）のコメント

Policies For The Period of Transition
Comments by Bronisław Geremek, NSZZ Solidarność advisor and co-chairman
of the table on political reforms
News Solidarność No.129, 1~15 March 1989

政治改革を討議するわれわれのチームの前には大きな課題が立ちふさがっている。というのも、われわれの側の民主主義への希求と当局側の思惑との間に大きな格差があるからだ。このことを考慮すれば、われわれの目標は一定の民主化のダイナミズムの達成になる。われわれは、次の4つの分野で様々な活性化のメカニズムを早急に実現することが可能だと考えている。

法と司法……これは戒厳令司法体制の廃止だけでなく、何よりも法廷と裁判官の独立を意味する。このことは政治改革の基本的保証のひとつである。

マスメディア……マスメディアは現在の政治構造によって強固に守られた独占物のひとつである。この状態はもはや許容しがたい。社会的合意の根本原則は、対立の解消のためのメカニズムを作ることによって対立の生じうる場面を極力減らすということにある。公的メディアの民主化なしにその実現は不可能である。われわれの目標は、歪みのない真の情報を享受する権利と、独立した文化的イニシアティブの発展を可能とする法的基盤をかちとることである。民主的規則に基づくマスメディア（テレビ、ラジオ、新聞雑誌）利用権が存在しない限り、権力とイデオロギーと情報における一党独占状態は続くだろう。最後に、検閲の問題もある。

結社の自由……結社の自由によって、現在の行政の恣意的統治に終止符が打たれる。これこそ、民主的プロセスにとって、そして独立自治労働組合「連帯」にとって決定的に重要な点だ。なぜならこれにより、労働組合問題に関して「連帯」に優先権が与えられるような状況が生み出されるか

らである。

そして最後の——しかしこれも重要な——分野は**地域自治**（地方評議会）だ。前回の恥ずべき選挙（1988年6月の、党が完全に統制した統一地方選）以後、地方行政当局の従属的地位は公然の秘密であった。

これがわれわれの側の政治改革プログラムである。このプログラムは、私が民主化のダイナミズムと呼ぶものを始動させるようなメカニズムを社会生活の様々な分野に適切に導入しなければならないとの信念に基づいている。

当局側の思惑は、事実上ひとつの分野にのみ限られている——すなわち選挙に関してだ。1988年9月にわれわれは「連帯」復権のための代償は経済的、社会的局面の中にあると思っていたが、今それは政治的権利の領域にある。これは何とも矛盾した事態だ、なぜならもし当局が「連帯」に労働組合として存在してほしいのなら、「連帯」再合法化に政治的問題は無関係はずだからだ。しかし実際はそうではない。疑いなくすべてのポーランド人は自由選挙を行う権利を望んでいる。そして円卓会議での「連帯」の立場もそれと同じであり、そうでなくてはならない。とはいえわれわれは、全体主義体制から民主主義へ一足飛びに移行できないことを理解している。だから、自由選挙という明確に規定された地平の中で一時的に民主主義への制限が残る時期、つまり過渡期について考えねばならない。厳密に言えば、4年後の次の選挙は自由選挙でなければならぬ。さもなくばすべてはゼロである。独立自治労働「連帯」

の復権のための代償としてどのような妥協あるいは協定が結ばれようとも、それは今後の選挙が自由選挙になるという保証を与えるものでなければならない。したがって、今すぐに、候補者の推薦と選出の自由が保証されねばならない。

過渡期について、それを解決するどのような特定の方法があるのか思いめぐらしたりほしないことにしよう。しかし、超えてはならない限界はある。われわれにとってその限界とは共同の選挙綱領や共同の候補者名簿という提案である。この提案は、現在の権力構造の再生産という絶対的必要に真っ向から対立する。相異なる希望や利害が衝突すれば、「連帯」復権への協約の締結を危うくするばかりか、ご破算にもしかねない。とはいえ、何らかの妥協が成立するとすれば、その最大の特徴はオ、フンキでなければならない。われわれは、合法的な労働組合を得るためにどれだけの代価を支払うのかを明白に語らなければならない。それが、その妥協案が社会に受け入れられ、支持されるための第一の条件だ。

民主的選挙の原則に制限を加える道は様々ある。たとえば、独立した候補者による自由選挙を

組織する一方で支配党に一定の保証を与えるとか、議席配分の割合をあらかじめきめておくなどの方法だ。しかし、その議席配分の基準に、市民の候補者推薦権や、候補者の中から自由に選んで投票する権利を抑圧する要素があってはならない。

当局は早い時期の選挙を主張しているが、私はそれが民主化プロセスの促進に役立つとは思わない。30年間も一切の民主的制度や民主的団体がなかったわが国で、単に複数の候補から選ぶだけというのではなく様々な選択肢が選挙に込められているのだということが、人々に認識され、意味のある正しい選挙が行われるような、そんな民主的文化環境が突如として生まれ出るとは想像しがたいからである。

こんなところが円卓会議でのわれわれの立場を貫く基本原則である。これに対し、相手側がどう反応してくるかも予想がつく。ひとつ確かなことは、選挙が行われるときにはひとつの限界が存在するということだ。—その限界は政治的だけでなくモラル上の限界でもあり、「連帯」は決してその限界を踏み越えることはないだろう。

(訳：高橋 初子)



マスメディア利用の自由を

マスメディア小委員会での討論

At the Table on Mass Media

News Solidarność, No.130, 16 ~ 31 March 1989

【ニュースソリダルノシチ編集部注】 以下は田卓会議マスメディア小委員会の討議の様相である。「この小委員会の結果は、他の小委員会すべてで最終的に形成される合意の信頼性を決定することになろう」 この小委員会に対する「連帯」代表、クシシュトフ・コスウォフスキは述べた。ここで彼は、ポーランドにおけるマスメディアの機能の仕方に関して、新しい仕組みを作ることを提案した。もう1人の自立出版の活動家、マルチン・クルル〔合法紙『レス・プブリカ』〕は、マスメディアの分野における迅速かつ抜本的な改革がなければ、政治的合意のすべてはただ政府当局側を利するだけである、平均的な市民はそれを知ることができないからである、と述べた。

ラジオとテレビ

この交渉の核心的な問題は、当然、ラジオ、テレビなどの主要なマスメディアの利用である。独立自治労組「連帯」はテレビ番組1本とラジオ番組1本を持つ権利を要求する。その実現のためには、おそらく一定の時間が必要である。そこで組合は、当面の問題として、テレビ・ラジオで応答する権利を要求する。国民が自ら自身の団内で1人前の市民であると感じるためには、マスメディアがそのコントロールの領域外に置かれてはならない。現状では、テレビ・ラジオ放送はもっぱら共産党の独占物であり、したがっていくつかの番組に新しい人物を招くだけでは、こうした状況は何も変化しない。

民主主義的反対派のこの要求に対する政府側の回答は1981年当時とまったく同じである。「テレビは統治のために必要である」。政府スポークスマンのイエジ・ウルバンは昔と何一つ変わらない主張を耳にタコができるほど繰り返す。いわく、党にはマスメディアの一部を貸し出すつもりはない、誰かがワルシャワ条約からの脱退を要求するといったようなことを政府がまったく恐れる必要がなくなるまでは、そのような要求は認められない、と。〔「連帯」代表の〕クシシュトフ・コスウォフスキが、今日では状況は1981年とはまった

く異なっていると指摘して、このような主張の論理的正当性に疑問を投げかけた。「国会に議席を与えられたその当人が、マスメディアを部分的にせよ利用できないなどといったことがあってよいのか?」。

政府側のこのような頑なな否定的態度を前にして、衛星諸党——農民党と民主党——がラジオとテレビを議会の統制下に置くという具体的な提案を行った。こうしてそれを、党の財産ではなく、国家の財産にしようというのである。

地下新聞

自主的出版運動の問題がとり上げられると、政府側は一斉に声を上げて言った。「この異常事態の原因はずっと前から消滅している。地下活動を放棄して、ゲームのルールを受け入れればよいではないか」。だが政府側は、出版活動の合法化がいかんして実現されるのかという問題に対しては何も答えなかった。自主的出版の活動家に対する警察の弾圧と刑事訴追の中止、印刷装置の押収措置の廃止、現在公式出版機関から刊行されている作品をかつて地下出版したために有罪判決を受けた者の刑の取り消し、等の要求についても同じだった。

検閲

非常に重要なこの問題に関しては、当局側（ただし政府スークスマンのイエジ・ウルバンは除く）は予防的検閲から抑止的検閲への転換を提案した〔現在は、事前に検閲当局による出版許可が必要であるが、抑止的検閲制度においては、検閲は事後的に、たとえば出版部教全部を押収することによって実施される〕。自主出版所「ズナク」の代表、ヤツェク・ヴォズニアコフスキは、抑止的検閲が意味を持ちうるためにはそれに社会的な信頼が寄せられなければならない、つまり法律と独立した司法制度を基礎としなければならない、と主張した。

独立自治労組「連帯」代表は、現在最も重要なことは、1981年検閲法を復活させて、労働組合の出版物を検閲から解放し、検閲機関の介入範囲を限定し、外国の出版物の流布を承認することであると主張した。もうひとつ必要なのは、1984年の新聞法、とりわけ自主的な出版活動を禁止する

条項の廃止である。民主主義的反対派は、「連帯」週刊紙と地域的な組合新聞の復活に加えて、自主的な日刊紙を発行する権利を要求した。

しかしながら、現在の諸条件の下でこの目標を達成するためには、たとえば用紙の分配や印刷機の利用に関して、連帯の具体的な決定が必要である〔現在、カトリックの新聞は全用紙の2%を受け取るだけであり、印刷事業の80%は党の独占である〕。

戒厳令期間中に職場を迫られた数百のジャーナリストに加えられた不利益の回復要求に関しては、政府側はこれをはっきりと拒否した。彼らの主張によれば、この問題は忘れざらるべきであるという。独立自治労組「連帯」の代表はこれにこう答えた。「この問題は絶対に忘れることはできない。もし忘れるとすれば、必ずや過去が報復してくるだろう」。

〔訳：水谷 駿〕

円卓会議の現段階

市民委員会の声明 1989年3月12日

Communique of Citizen's Committee of NSZZ Solidarity, 12 March 1989
Uncensored Poland News Bulletin, No.5 / 89, 22 March 1989

「連帯」議長付属市民委員会は、1989年3月12日の会議で、円卓会議交渉のこれまでの内容の点検を行った。会議の過程で、最終合意の達成に向けた希望が表明されると同時に、数多くの不安と留保も明らかにされた。これまでに合意された事柄に対する賛否のあらゆる議論を検討したうえで、会議参加者は、円卓会議交渉で社会的諸勢力側の代表がとった立場に支持を表明した。わが国の現状、国民の必要と期待が、公的生活の正式の諸制度の中に参加するという危険を冒すことを要求している、と判断されたからである。しかしながらこの参加は、交渉の過程で社会の側が提出した諸要求が満たされた場合にのみ、実現可能となる。

民主主義的な諸変化、たとえば地方自治の問

題やマスメディア利用（とくにテレビ）の問題、結社法の問題、法の支配の問題などにおける変化を抑制しようとする、政府側に認められる明らかな諸傾向に対して懸念が表明された。

経済状態は、ポーランド人の大多数が明日は何が起るかを不安に思いつつ毎日の生活を送るというところまで悪化している。インフレと職場閉鎖の諸影響に対して彼らを保護することがいま緊急に要求されている。そのためには「連帯」の諸要求の全面的な実現が必要である。近く予想される合意は、ポーランドにおける民主主義的秩序の創設に向けた第1歩にすぎないことが確認された。最後に、円卓会議交渉が終了した段階で、市民委員会の会議を再度開催することが決定された。〔訳：水谷 駿〕

円卓会議をめぐる国際情勢

アダム・ミフニク

The International Context of the Round Table Talks, Adam Michnik
Uncensored Poland News Bulletin, No.5 / 89, 22 March 1989

【編集部注】 ここに紹介するのは、2月10日に開催された円卓会議政治改革小委員会の会議でのミフニクの演説である。

〔訳：湯川 順夫〕

小委員会の委員の皆さん

言うならば、われわれには非常にわずかの時間しかない。一般の人々の間には合意の可能性が言葉の洪水に溺れてしまうのではないかという恐れが存在している。私は「連帯」の人間として発言しているが、レイコフスキ教授の開会演説には勇気づけられた。われわれは、まだまったく同じというわけではないが、多少とも同じ言葉を話し始めている。少なくともわれわれが理解できるような言葉である。

ソ連の改革の影響

私はわれわれの会談をめぐる国際情勢に興味をもっている。私がそれに興味をもつ理由は、長年「連帯」にたいする主要な批判が現実を尊重しないということだったからである。1981年の大きな紛争の種は「連帯」の新聞に掲載されたレオニード・ブレジネフの風刺漫画だった。私はこの2年間ソ連の新聞に非常に注意深く目をとっているが、ブレジネフと彼の政府体制についてわれわれの新聞が過去において言わなければならないことがすべて、ソ連共産党中央委員会の機関紙を含む今日のソ連の新聞でわれわれが見ていることに比べれば、無邪気な子供の遊びでしかなかったと言わなければならない。また、今日のわれわれの討議の発言内容も、この会議がグラスノスチという脈絡の中で行われているという事実を反映している。グラスノスチが情勢の唯一の要素であ

るといわけではない、ソ連邦で進行中の改革がわが国における妥協による解決の実現の可能性を高めていることも疑い余地がないのである。

私はソ連での改革を2つの意味において理解している。第1は、われわれの小委員会の共同議長のアレクサンドロフ教授がすでに述べたように、スターリニスト・モデルの終えんとしての意味である。1981年12月13日の戒厳令の導入でその頂点に達したポーランドの危機がわが国固有の性格やある種のいわゆる帝国主義の陰謀による特殊ポーランド的発展であったとする主張は決して真実ではない。ロシアのグラスノスチは、ポーランドの危機がより広範な構造的危機、すなわち、スターリニストの国際秩序の危機の一環であることを明らかにしている。ソ連のグラスノスチのわれわれにとつての第2の意味は、ポーランドにおける権力を地政学的に正当化することが有効であるとはもはやみなされえない段階にわれわれが近づきつつあるということである。これもまた、われわれの対話の議題にならなければならない。私がレイコフスキ教授の冒頭の発言を評価するのこうして観点に照らしてのことである。

スターリニズムの除去

円卓会議を、過去の誤りがだれのせいであるのかをめぐる争いの場に転落させるべきでないというのは正しいと思うが、前進に必要な条件はスターリニズムを取り除くことであるという点は言っておく必要がある。これこそまさに国際情勢にかかわる問題である。この点は党の文書でも支持されている。だが、まず第1にスターリニズムという言葉によって何を意味するのか、何をとり除くべきかをわれわれは正確に知る必要がある。その

言葉によってわれわれが言わんとしているのが、スターリニズムからの明白な派生物であるブレジネフ的遺産であることは明かである。近年ホーランドで起こったすべてのことはまさにこうした脈絡の中で検討する必要がある。レフ・ソレサは、われわれは今なお首筋にスターリンの息吹を感じており、戒厳令の一つの原因がブレジネフがあまり長く権力の座にとどまりすぎたという事実によるものである、と語った。これは、われわれが将来について考えるときに覚えておくべき言葉である。いつかソ連の戦車がやって来るかも知れないという単純な事実を「連帯」は理解できない。どの主張がたえず続けられてきた。ヴォイナ氏(著名な親政府派ジャーナリスト)は新たなホーランド分割の可能性について語った。それどころか、かつてない今日の新しい国際情勢の中では、そうした主張はもはや有効ではなく、もはや聞き入れられないのである。そうであるとすれば、ホーランドの主権の具体化の問題やグラスノスチとヘレストロイカの時代においてホーランド・ソ連関係はどのような形をとるべきかという問題もまった

く新たな姿をとって登場して来る。

それでも対立は不可避

ソ連のグラスノスチはエリートだけでなく国民全体の政治意識に挑戦していると言うべきである。われわれが今後経験するであろうすべての改革は対立を経過してもたらされる、という点を今後ますます認識しておかなければならない。妥協を追求しよう。だが、対立が不可避であるということは忘れないでおこう。それは、長年言われてきたような健全な社会勢力としてのびよる反革命との対立ではなく、支配陣営内部の、党内の、大かれ少なかれ真の非スターリン化を望んでいるものと非スターリン化を反革命に等しいとみなすものとの間の対立であろう。そして、これは国際的争いでもある。

この会議では、ニーナ・アンドレーエワ(ソ連の新聞に有名な反ヘレストロイカの手紙を投稿した)の名前の象徴的な意味や「スフードニク」(ソ連の定期刊行物)がドイツ民主共和国では禁



止されているという事実の意味について注目する
必要はない。これにさらに付け加えさせてほしい
のだが、私の意見では、シチェチン湾の水域をめ
ぐるポーランド—東ドイツ間の紛争やチェコスロ
ヴァキアの反共派的的、モラル的指導者である
ヴァーツラフ・ハヴェルの投獄も重大な意味が
ある。こうしたことがアンドレイ・ナホフがソ
ビエト最高会議の選挙に立候補し、レフ・ワレサ
がポーランド政府との円卓会議に出席するという
ときに行われているという点をよく考えてみる
ではないか。

国際情勢について語るときに重視すべきもうひとつの
点は、ソ連からの情報やソ連やその他の国
で起こりつつある改革に関する論議の独占に絶対
に終止符を打つ必要があるということである。これら
のテーマを何十年間にもわたる卑屈な虚偽によ
って完全に汚されてきた機関、T P R R (「ポー
ランド—ソ連友好協会」) のためにとっておくべき
であるなどということは何も言及されない、国外
の非スターリン化の全問題は皮相的、表面的で見
込みのないものとして扱われつつある。私は、こ
の件の独占を解消するとともにそれを同僚の報道

機関でより適切な形で紹介するようレイコフスキ
教授に訴えたい。

3つの道

最後に、みなさん、ポーランドの危機にたいして
は3通り対処が考えられるという点について述べ
させてほしい。第1は、タデウシュ・コンヴィツキ
が「小黙示録」の中で述べている、何も大きく
変わらなず、われわれは墮落と相互憎悪と絶望の坂
を転がっていく、というものである。第2は、イ
ラン的道と呼ばれ、専制的権力が憤激と憎悪をま
ます蓄積させていくが、民主的メカニズムが存
在しないので、ある専制政治が別の専制政治に道
を譲るにすぎない、というものである。私がスベ
イン的道と呼ぶ第3の道は、あらゆる形態の全体
主義の終りを宣言し、あらゆる種類の利害を尊重
する民主的メカニズムを導入する協定を見出す
というやり方である。これは、ポーランド労働者
が必要としている道である。なぜなら、彼らこそ
他のどの社会集団にもまして最も大きな苦難を経
験してきたからである。ご静聴ありがとうございます。



昨年十二月、パリで開かれた世界人権宣言四
〇周年記念式典に出席したワレサ(右)とサ
ハロフ(左)。

円卓会議批判派の発言

The Position of the Anti-System Opposition, et al.
Uncensored Poland News Bulletin, No.4 - 89, 5. 89

【編集部注】 「連帯」内部とその周辺にワレサ指導部に批判的な集団が存在することは本誌3月号でも紹介した。以下の反体制反対派会議は、独立学生組合、闘う連帯、自由と平和、ポーランド独立連盟、社会党民主改革派などから約100名が参加してヤシチシェンピエで開催された。〔訳：水谷 誠〕

ポーランド独立連盟／社会党の宣言 89.2.14

いまから40年以上前、反ファシズム連合諸国はヤルタでポーランドに対し自由選挙の権利を保証した。共産主義者は40年にわたって、社会が民主的に選出された議会を開議することを不可能にし、最初のうちはテロに訴えることによって、今日では「選挙法の民主化」の装いのもとに、いわゆる「選挙」の見せかけを組織してきた。

現在、統一労働者党とその衛星諸党は、共産主義者と反対派の一部の共同候補者リストに基づいて実施される「非対決型選挙」について語っている。その代償が「連帯」の合法化その他の譲歩である。個々人が個人の名前でこのリストに参加することは認められるが、社会の名前でそうすることは許されない。

国会で社会を代表することは、自由に選挙で選ばれることを意味する。このためには以下の条件が必要である。

- 一 すべての政党、組織、市民の任意団体が作成する複数の候補者リスト。
- 一 政治的プログラムを提起する自由、すなわちさまざまなプログラムの対決。

競合しあう政党、組織のすべてによる選挙結果のチェック。

われわれが要求しさえすれば、今ただちにこのような選挙を実施することは完全に可能である。

候補者を立て、選出する権利は、いかに望ましいものであれ他のいかなる自由とも取り引きされてはならない根本的な権利である。現在われわれは、不屈の闘いを経てついに勝ち取ったこのような自由を手に入れている。したがって、ポーランド人民共和国国会を独立ポーランド共和国国会にいつ置き換えるかは、あげてわれわれに、われわれの決意にかかっている。

反体制反対派の立場 1989.2.25

1 反体制反対派会議は、統一労働者党による権力独占の廃止と、自由選挙を含む完全な政治的、経済的民主主義をめざす政治的な運動である。この目的の達成のために、反体制反対派会議の活動家は、社会的な抗議行動の高まり、とりわけストライキ運動を政治的、組織的に支持しなければならないと考える。ストライキは搾取の拡大に対する労働者の主たる防衛手段である。現情勢の下では、労働者に自らの利益の防衛を思いとどまるよう訴えるべき、何の政治的、経済的理由も存在しない。インフレの主たる原因は、飢餓賃金の引き上げではなく、輸出による対外債務の過大な返済による。われわれは、労働者の抗議行動を妨げないという条件の下でのみ、円卓会議交渉を支持する。円卓会議で討論されている反労働者のな経済改革モデルを受け入れることはできない。それはポーランドにおける全体主義支配の権威を高め、それを永続化させるだけである。

2 反体制反対派会議は、独立自治労組「連帯」の連続性の問題をめぐるワルシャワの「連帯」工場連合労働者委員会の立場を支持する。組合規約は第2回全国大会によってのみ変更可能であり、円卓会議での取り引きの対象とはなりえない。

今回の会議を1989年3月18日に開催する。

公正な賃金と「連帯」の復権

ベウハトフ亜炭鉱のストライキ

The Strike at Bełchatów

Uncensored Poland News Bulletin, No.4 89, 1 March 1989 Bulletin d'Information, No.213, 22 March 1989

【編集部注】 注目の円卓会議が始まったまさにその日の2月6日、ウッチ南方約50キロのベウハトフにある亜炭鉱で大規模なストライキ闘争が勃発した。ここにはポーランド最大の火力発電所があり、危機感をつのらせた政府側は、亜炭供給の途絶によって発電がとまる恐れがある、とキャンペーンを開始した。また、ストは円卓会議を妨害するものだと非難された。実態はどうだったのか、地下紙2紙が伝える。 [訳：水谷 駿]

円卓会議での交渉の開始と時を同じくして闘われたベウハトフ亜炭鉱山ストライキは、2月6日に始まり、2月9日の早朝に中止された。ストライキ中止にあたって労働者たちは文書による声明を発表し、賃金要求の一部を断念すること、そして円卓会議交渉とこれに参加する「連帯」代表を支持することを全員一致で表明した。

公正な賃金を

ストライキのきっかけとなったのは、1万2,000名余の従業員中8,000名を組織すると自称する官製労組が鉱業者と結んだ協定である。この協定によって、すでに最高給を与えられていた労働者が月3万ズオティ以上にもなる最高の賃上げを認められた。労働者の大多数は、この協定が不公正な賃金構造を固定化しようとする新しい試みであると受け止め、1月26日に集会を開いて炭鉱当局に対しその変更を要求した。企業長のドロズドフスキは1週間以内にこの要求を検討することを約束した。ところが、1週間後の2月2日、企業長に会いに行った48名の労働者代表は面会を拒否され、約4時間待ったのち職場に戻ると、今度は上司から、この4時間は無許可の職場離脱であるとして賃金カットを申し渡されたのである。

労働者はただちにストライキ委員会—そこで「連帯」組合員が多数を占めた—を結成し、

2月6日を期してストに入ることを宣言した。ストライキ2日目の2月7日までに約7,000人の労働者がこれに参加した。ストライキのきっかけとなったのは賃金問題であったが、他にも不満はたくさんあった。例えば、劣悪な労働と生活の条件、経営陣の従業員に対する長年の横柄な態度、などである。

経営側と労働者代表との交渉は2月8日に始まった。全労働者に対する月額2万8,000ズオティの賃上げ要求に、経営側は月額2万1,000ズオティの賃上げと5,000ズオティの一時金支給を回答してきた。政府スポークスマンのイエジ・ウルバンがマスメディアに対しストライキの様子をゆかめて発表したことから緊張が高まった。レフ・ワレサは、円卓会議への「連帯」代表の1人で、自身炭鉱労働者でもあるアロイジ・ヒエチシクをベウハトフに派遣、ストライキが当局側によって円卓会議をふちこわすために利用されようとしていると伝えた。のちにヒエチシクは政府スポークスマンから対決を奨励したと非難されることになる。そして、スト終結の合意書に彼が署名した事実は、官製労組によって不法行為だと論難されたのである。

発電所労働者と連帯して

ストライキ決行中、労働者たちはベウハトフ発

電所の労働者と緊密な連絡を維持した。ここでは官製労組が新たなストライキを挑発しようとしていたのである。発電所の「連帯」委員会は声明を発表し、発電所におけるストライキの動きは挑発の疑いがあり、「連帯」はエネルギー供給の途絶に絶対反対である旨を明らかにした。発電所にはフル稼働を維持するための十分な量の重炭の貯えがあり、従って発電機5機の運転を休止するという一マスコミを通じて大々的に宣伝された。一経営当局の決定は根拠がなかった。

結局、ストライキ労働者たちは、賃金問題よりもっと大きな問題を優先させるべきであると判断して、月額2万1,000ズロティの賃上げという経営当局の提案を受け入れた。5,000ズロティの時給支給は棚上げされた。ストライキは2月28日まで中断し、この間に経営側が新しい賃金体系を提案することが合意された。労働者はストライキ期間中についても正規の賃金を支給され、生産減は生産性を高めて埋め合わせることになった。2月28日が過ぎたが、この争議がいかにして、あるいは果たして解決されたのか、その後ニュースはない。

……『週刊マゾフシェ』第281号、1989年3月8日付。

「連帯」復権が中心に

……ストに入ったのは最初は2,500名だったが、

参加者があとを絶たず、やがてその3倍になった。全従業員数は1万2,500である。完全な秩序が維持された。破壊活動を防止するため資材は厳重に管理された。……災害防止のため排水部門の500名だけが就労した。

2月7日の夕方、円卓会議代表の1人、アロイジ・ヒエチシクが到着した。ワレサ委員長が派遣したのだ。誰もが、彼はスト中止を訴えると思った。ところが彼は、ストの正当性を確認し、それが続く間、自分も鉱山にとどまると宣言した。彼の到着とともに、賃上げ要求で始まったストは「連帯」合法化を求めるストに変わった。長時間の交渉のすえ2月9日早朝に合意が成立し、2月末までストは中止された。……ヒエチシクは、ストは経営陣により挑発されたものだ、この内容ならもっと早く合意できたはずだ、と述べた。労働者たちがストをやめたのは円卓会議を中断させないためであった。経営側は、スト参加者の身分保障を約束するとともに、ベウハトフ炭鉱における「連帯」委員会の存在を認め、その活動を妨害しないことを約束した。スト期間中に5,000の労働者が「連帯」に加盟した。

合意文書には、ベウハトフ独立自治労組「連帯」スト委員長、「連帯」全国委員会代表のヒエチシクとウェングラシュ、「連帯」ウッチ地方委員会代表のリシャルド・コシチシェヴァの署名があった。

……『KOS』第4号、1989年2月12日付。



* witaj majowa jutrzeńko * święc naszej polskiej krainie *

【2頁から続く】

と考えている」と語る。「連帯」全国調整委員会が声明を発表、今後6週間を国内の緊張緩和期間として、当局に値上げおよび「勝手な賃金決定」を行わないよう求めるとともに、官製労組O P Zが「連帯」を擁護してストや対立を起こさせている点に警告を発し、「連帯」側はすべての労組組合と協力するつもりであることを明示する。この声明はポーランドの公営マスコミでも伝えられた。ラコフスキ首相、フランス訪問、3日間の滞在中にミッテラン大統領、ロカール首相らと会談の予定。

2月15日 ルブリン・カトリック大学の歴史家R・バンデルが国会で労働党の再建を発表。それによれば2月12日、1946年に活動停止に追い込まれたキリスト教民主主義労働党とキリスト教民主主義政治思想クラブの代表が会合、法律家のW・シワノヴィツキを議長とする暫定執行部を選出したという。

2月16日 ワレサはグダンスクで「田卓会議にチャンスを与えるよう」訴え、ストや抗議行動の自粛を求める。18日発行の公認週刊紙「オドロゼニエ」は、カティンの森の虐殺事件はソ連軍によることを示す証文を4ページにわたり掲載。これは1943年に遺体を発掘したポーランド赤十字調査団の調査に基づく亡命ポーランド政府の報告書で、英外務省の公文書保管庫に極秘扱いで保管されていた。同報告書では虐殺は1940年3月末から5月始めに行われたとされており、これはこの地域がソ連占領下にあった時期にあたる。

2月17日 ピアウィストク、ワルシャワ、クラクフで独立学生組合(N Z S)再合法化を求める学生のデモ。

2月18日 ポーランド側22名、ハンガリー側11名から

なる「ポーランド＝ハンガリー連帯」グループが設立される。ポーランド側メンバーにはJ・クーロン、A・ミフニク、J・オニシケウノチら。

2月19日 「農民連帯」がジェシュフで2日間の大会。国営P A P通信、パンと小麦粉の公定価格が明日から小幅な値上げと発表。

2月20日 モスクワ放送、カティンの森事件について、もしも官僚時期が1940年ならばその実行者はソビエト内務人民委員部以外にあり得ないと報じる。

2月21日 ワルバン・スホークスマン記者会見。「労働組合評議会〔官製労組のこと〕によって組織されていることもしばしば」と語る。

2月22日 当局に非合法組織とみなされている独立ポーランド連盟(K P N)とポーランド社会党(P P S)がワルシャワ大学で共同集会を開き、自由な選挙を要求(本誌15頁を参照)。投獄中のチェコの作家ヴァツラフ・ハヴェル作の戯曲が今週中にワルシャワで上演と発表される。

2月24日 国会は政府に、不採算企業を閉鎖し企業長を解任する特別権限(2年間限定)を付与することを可決。クラクフで大規模な学生デモ。

2月25日 反体制派のうち、ワレサと「連帯」周辺の路線に異議を唱える強硬派の人々約100名がヤシチシェンピエで会合〔集会声明は本誌15頁〕。

2月27日 ヤルゼルスキ將軍、ホモ・ジェム軍管区の党員を前に「ポーランドの反対派は過去、現在、未来を通じて存在し続けるだろうが、彼らが国家の枠組みの中に自己を見出せば、フランスの役割を果たすこともできる。田卓会議は正しい方向への一歩だ」と語る。ワ



三月八日、独立学生連盟N Z Sの横断幕を掲げて、三月事件二十一年記念日のデモをするワルシャワの学生。

レサ、ワロワワ大学で学生たちに「田草会議にチャンスを与えるため」抗議行状を当面の黙控えるよう訴える。

3月28日 フレサ、シチェンで5万人の群衆を前に田草会議を妨害するような行動を慎むよう訴える。

3月1日 公認マスコミ、引き続き各地で新たなストが起きていると伝える。

3月2日 チェヒンスキ内務次官、今年に入ってから12.00件の賃上げ要求と268件の作業停止があったと述べる。ワレサ委員長、ワルシャワ大学の学生を前に、田草会議は新しい機会を開くと、行動の自粛を訴える。

3月3日 官製のジャーナリスト同盟、地下出版発行者が地上での出版を試みて安全を保障するよう国会に求める。ワルシャワ条約機構軍の一方的通常兵方削減計画に沿った準備縮小の一環として、第一輸送訓練連隊の解体式が行われる。兵士は予備役に編入され、兵舎は地域のコミュニティのために使われる。

3月4日 中堅戦車連隊2連隊が解体される。ルワロンの学生たちは1月1日までデモを行わないと誓約。

3月5日 ウッチでN.Z.S再合法化を求める学生デモ。ホーランド放送軍は軍用自動車とトラクター800台を農業用に転用するためのオークションで販売する予定と伝える。

3月6日 政府紙「ジュチホスホリタ」、コムコン同盟間での関税降壁を批判。

3月7日 ウルバン記者会見、ホーランド・ソ連両国の歴史見直し委員会で、カティンの森事件はソ連内務人民委員部が実行者であるとのホーランド側調査結果がソ連に伝えられたことを明らかにする。

3月8日 1968年3月事件の21周年記念日のこの日、約5000人がワルシャワ市内で平和的デモ（事前に当局

の許可を取得）。他にも8都市で同様のデモ。

3月9日 政治局がホーランドにおけるスターリン主義の犠牲者たちの名誉回復を計画中と伝えられる。

3月12日 ホーランド・ソ連友好協会の代表団がカティンを訪れ、犠牲者遺族のカティン訪問を可能にするよう全力を尽くすと語る。

3月14日 ウルバン記者会見、2月25日から3月3日の間に82件のストライキ（2万1600人が参加）があったと述べる。

3月15日 ホーランド当局は外貨規制を大幅に緩和、事実上国民の外貨売買を自由化。旧来の公定レートは外国人旅行者等のみに適用され、市民はヤミ値とほぼ同じレートで銀行でのドル売買が可能に、ヤミドル業者は許可を受けて私営交換業者になることができる。

3月16日 クレシビッチへの原子力施設建設に反対して約1000人がホズナンデモ行進。

3月19日 前日から聞かれていた「農民連帯」全国大会で、田草会議への支持が決議される。政府は大戦後市民権を失ったまま外国で死亡したW・アンテルス將軍（ホーランド第2軍団司令）とS・ミコワイチク（元亡命政府首相、戦後諷言相）の市民権回復を国家諮議会に求める。

3月21日 ウルバン記者会見、1981年のホヒエウシコ神父殺害事件の犯人のひとりで14年の刑を宣告されたW・ファミエレフスキが来月釈放されると発表。ワルシャワ連隊、「連帯医療基金」の法的登録を正式に認可。同基金は88年にアメリカ議会から「連帯」に送られた100万ドルをもとに作られた。ホズナンで高等教育法改正を求める学生約1000人がデモ。

〔訳稿：高橋 純子〕

編集後記

☆経糸曲折を経て、この4月5日、田草会議の合意文書が署名されました。「連帯」の復権、上院の新設、「非対決型」選挙の実施、大統領制の新設、など、この間伝えられたとりの内容でした。

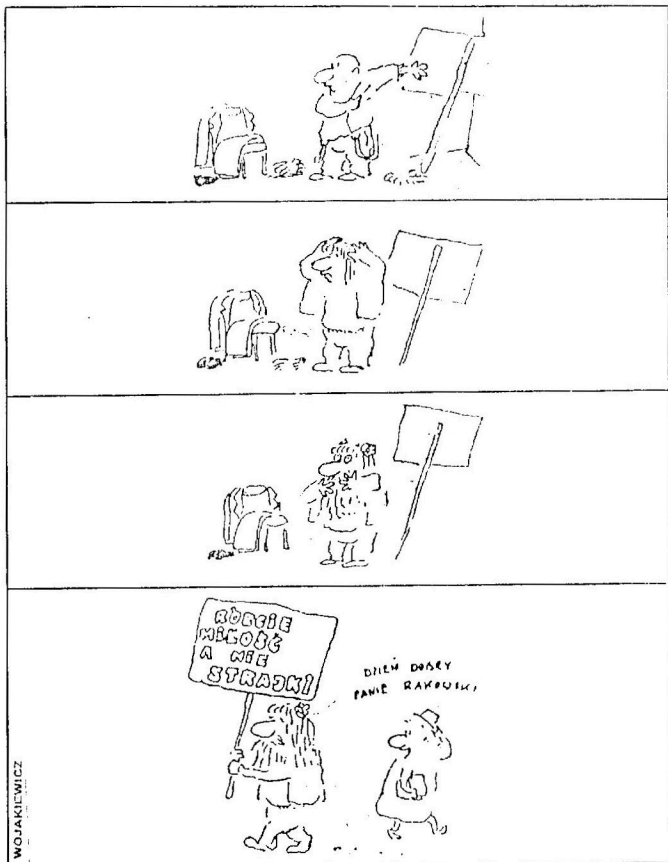
☆これを受けて早速労組法が改正され、「連帯」の再登録も完了しました。6月に予定される選挙に向けて全体が動き出していると伝えられます。

☆そんな中で、「ワレサ委員長、大統領選に出馬の意向」と伝えられました。従来の「連帯」の基本路

線からすれば、にはおなじみ話です。

☆1980年のグダンスク協定が独立自治労組を公認しただけだったのに対し、今回の合意は政治改革を含み、政治の前でも事実上の多元主義を承認したといえます。その意味で、この合意は画期的な意味を持つのですが……。

☆詳細は不明ですが、今年中にも「連帯」第2回全国大会が開催されるという話もあります。ホーランドが直面する様々な問題の深刻さを考えれば手放しでは喜ばませんが、関いが新しい段階を迎えたことは確かです。 1989年4月19日（み）



ストライキではなく、
愛情に基く行動を

おやこんにはは
ラコフスキさん

発行所・ポーランド資料センター

〒101 東京都千代田区三崎町2-10-5 国ビル3F
電話 03-261-2585 郵便振替 東京 2-81069

Center for Polish Research 54 Kazukuni Bldg. 3F 2-10-5 Misakicho Chiyoda-ku Tokyo 101

事務所は月・水・金 14:00~17:00

定価400円・年間定期購読料4600円(送料共)